

大口定期預金

(平成25年5月13日現在)

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (大口定期預金)
2. ご利用いただける方	個人及び法人のお客さま
3. お預け入れ金額	1千万円以上(1円単位)
4. お預け入れ期間	・定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 ※定型方式の場合は、お預け入れ時のお申し出により自動継続(元加式または利払式)のお取り扱いができます。
5. お預け入れ利率	金利については窓口でお問い合わせください。 ※お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません。 満期日経過後のお利息(自動継続を除く)は、解約日または書替継続日における普通預金利率によりお利息を計算いたします。
6. お利息の計算方法	付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で計算します。
7. お利息のお支払い	・お預け入れ期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ・お預け入れ期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いするお利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。
8. お利息にかかる税金	・個人のお客さま…源泉分離課税で20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優ご利用の場合を除きます。) ※復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 ・法人のお客さま…総合課税

次の頁に続きます。

<p>9. 中途解約時の お取り扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)によりお利息を計算いたします。</p> <p>(1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合は次の計算による利率のうち最も低い利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約日における普通預金の利率 ・約定利率－(約定利率×30%) ・約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>(2) 預入日の1ヵ月後の応当日以降に解約する場合は次の計算による利率のうち最も低い利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定利率－(約定利率×30%) ・約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>※基準利率とは、解約日に当該預金の元金を当初預入の満期日まであらたに預入するとした場合にその預入の際に適用される利率を基準とした当行所定の利率をいいます。</p> <p><ご注意></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1)満期日前に解約する場合、中途解約利率が0%となる場合があります。</p> <p>(2)中間利払いが行われている大口定期を満期日前に解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。</p> <p>こうした場合には、中途解約利率により計算したお利息額以上に支払われた金額について、満期日前の解約時にお返りする定期預金元金から清算させていただきます(満期日前の解約時にお返りする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合がございます)ので、あらかじめご了承ください。</p> </div>
<p>10. その他</p>	<p>総合口座にお預け入れの場合は、お預け入れ金額の90%以内で最高200万円まで自動融資がご利用いただけます。</p>
<p>11. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>